海外矯正装置導入サポート契約約款

海外矯正装置導入サポート契約約款（以下「本約款」といいます。）には、海外メーカー（以下「海外メーカー」といいます。）が製造し、SheepMedical 株式会社（以下「当社」といいます。）が総販売代理店として提供する矯正装置及びその付属品（以下「本件製品」といいます。）の提供条件その他当社と歯科医療を提供する事業体（以下「医療法人等」といいます。）との間における権利義務関係が定められています。
本件製品の提供を希望する医療法人等は本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第１条（適用）

1. 本約款は、本件製品の提供条件その他当社と医療法人等との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と医療法人等との間における本件製品の提供に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が医療法人等に対し、別途提供する規約その他注意事項等が存在する場合には、当該注意事項等は本約款の一部を構成します。
3. 当社は、医療法人等が当社に対して本件導入サポート業務又は本件輸入代行業務（以下で定義します。）を委託することにより本約款に同意したものとみなし、医療法人等は異議を申し立てることはできません。

第２条（本約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
   (1) 本約款の変更が、医療法人等の一般の利益に適合するとき。
   (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の相当期間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイトに掲示し、または医療法人等に電子メールで通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に医療法人等が当社に対して本件導入サポート業務又は本件輸入代行業務を委託したときは、医療法人等は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第３条（本約款に基づく契約の成立）

医療法人等が、本約款に同意の上、当社所定の申込書により本約款に基づく契約

の締結を申し込み、当社が当社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本約款に基づく契約は当該申込書に記載された申込日をもって成立します。

第４条（海外メーカーに対する本件製品の発注）

1. 医療法人等は、海外メーカーに対し、専用ポータルサイトその他海外メーカーが指定した方法で本件製品の製造を発注することができます。この場合、本件製品の製造委託契約が医療法人等と海外メーカーとの間で成立するものとします。
2. 医療法人等は、本件製品の発注に先立って、海外メーカー及び当社が企画する本件製品に関する講習会に参加しなければならないものとします。

第５条（当社に対する本件導入サポート業務の委託）

1. 医療法人等は、当社に対し、第 4 条に基づき医療法人等が発注した本件製品の導入につき次の各号に掲げる業務（以下「本件導入サポート業務」といいます。）を委託し、当社はこれを受託しました。
   (1) 医療法人等と海外メーカーとの間で行われる本件製品の受発注システムに関するコミュニケーションのサポート
   (2) 海外メーカーとの共同による本件製品に関する講習会の企画及び運営
   (3) その他前号に関連する業務
2. 医療法人等は、自らの責任で本件製品を用いた矯正治療を実施するものとします。医療法人等と海外メーカーとの間で行われた口頭、書類、メール、チャットなどのコミュニケーションの内容の誤り、コミュニケーションの遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社が本件導入サポート業務の一環として他言語で記載された資料の日本語翻訳を行う場合、当社は翻訳対象資料を基に日本語として意味が通用するものを作成するものであって、翻訳対象資料の技術的意義や内容をすべて正確に反映しかつ文法や語彙の誤りがない完璧なものを作成することまで要するものではありません。翻訳における最終的な意味内容の理解は，医療法人等が自己の責任で決定又は海外メーカーと協議の上で決定する必要があります。
4. 医療法人等が第 1 項第 2 号に定める講習会に参加した場合、医療法人等は、当社に対して、講習会一回あたり 200,000 円（税別）を支払うものとします。

第６条（当社に対する輸入代行業務の委託）

1. 医療法人等は、当社に対し、第 4 条に基づき医療法人等が発注した本件製品の輸入につき次の各号に掲げる業務（以下「本件輸入代行業務」といいます。）を委託し、当社はこれを受託しました。
   (1) 本件製品の発送に関し、海外メーカーに対する指示及び書類の授受

(2) 本件製品の輸入通関に関し、税関当局及び国際運送業者に対する指示及び書類の授受
(3) 輸入通関に関するコンサルティング
(4) その他医療法人等が指定する納品場所に本件製品を納品させるために必要な業務

2. 当社は、本件輸入代行業務の一環として国際運送業者に対する国際輸送の指示を行うに際して、任意の輸送方法、輸送の時期及び国際運送業者を選択することができ、医療法人等は当社に対して国際運送の方法等を一任するものとします。
3. 本件製品の輸入は医療法人等又は医療法人等に所属する歯科医師の名義で行うものとし、第三者との対外的な関係においても、輸入者としての責任は医療法人等が負うものとします。
4. 海外メーカー及び国際運送業者が当社の指示に適時に応じなかったことにより本件製品の納品が遅延した場合その他当社の責めに帰すべき事由がない場合、当社は医療法人等に対していかなる責任を負うものではありません。
5. 医療法人等は、医療法人等の発注内容に従って納品された本件製品を自己の責任において検品するものとし、検品の結果として本件製品が発注内容に適合しないことが判明した場合、海外メーカーと対応を協議するものとします。この場合、本件製品が発注内容に適合しないことにつき、当社がいかなる責任も負うものではありません。

第７条（費用）

医療法人等は、当社が本件導入サポート業務及び本件輸入代行業務を行う際に発生した交通費等の費用を負担するものとします。

第８条（再委託）

当社は、本件導入サポート業務及び本件輸入代行業務の全部または一部を第三者に対して再委託することができるものとします。

第９条（誓約事項）

1. 医療法人等は、当社の事前の許可なしに、医療法人等自身が運営する各種オンライン及びオフライン媒体又は第三者に運用を委託した媒体を用いて本件製品の広告を行うことはできません。
2. 医療法人等は、本件製品の受診を希望する患者について、当社が満足度調査を行うことを受け入れ、当該調査に協力する義務を負います。

第 10 条（契約期間）

1. 本約款に基づく契約は、本約款締結日から 1 年間有効とする。本約款の有効期間満了の 1 か月前までに医療法人等及び当社のいずれからも異議が出されない場合には、本約款は同じ条件で更に 1 年間更新され、以後も同様とします。
2. 本約款が終了した場合でも、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 4 項、第 16 条から第 20 条は有効に存続します。

第 11 条（秘密保持）

1. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本約款の遂行及び本件製品に関する統計資料の作成のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。但し、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた情報についても、当該情報を開示した者に対し事前の通知の上、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

第 12 条（個人情報の取扱い）

1. 「個人情報」とは、医療法人等及び当社が本約款の遂行のために、相手方に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、又は、個人識別符号が含まれる情報、並びに、これに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報であるものに限られません。
2. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行に関して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律及び本約款の定めを遵守して、本約款の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本約款の目的以外にこれを取り扱ってはならないものとします。

第 13 条（中途解約）

1. 医療法人等は、本約款の有効期間中であっても、当社に対して、本約款の中途解約を申し込むことができます。この場合、医療法人等及び当社は、本約款又は個別契約の終了日について協議の上で合意により決定します。
2. 前項に基づき本約款及び個別契約が解約された場合、当社は、民法第 634 条の規定にかかわらず、当該個別契約に基づいて当社が製造した本件製品の代金の一部を請求することができないものとします。

第 14 条（契約の解除）

1. 医療法人等又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本約款及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。
   (1) 本約款の１つに違反したとき
   (2) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
   (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
   (4) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
   (5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
   (6) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 前項の場合、解除された者は、解除によって解除した者が被った損害（弁護士費用を含む）の一切を賠償しなければなりません。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 医療法人等及び当社は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
   (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
   (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
   (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本約款を締結するものでないこと。
   (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
   (ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
   (イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 医療法人等又は当社が本約款の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本約款及び個別契約を解除することができます。
   (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
   (2) 前項(3)の確約に反し本約款を締結したことが判明した場合
   (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合
   (4) 上記各号に該当するおそれがあると判断される場合
3. 医療法人等又は当社が前項の規定により本約款又は個別契約を解除した場合には、相手方は、医療法人等又は当社に対して、医療法人等又は当社の被った損害（弁護士費用を含む）を賠償します。
4. 第 2 項の規定により本約款又は個別契約が解除された場合には、本約款又は個別契約を解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

第 16 条（損害賠償）

医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害（弁護士費用を含む）を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、当社が医療法人等に対して負う損害賠償の金額は 3,000 万円を上限とします。

第 17 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本約款の全部又は一部を履行できない場合であってもその責任を負いません。
2. COVID-19 その他の感染症の発生・拡大及び関係法令、公権力の要請・指示もしくはこれらに基づく COVID-19 への対策措置の遵守・実施、不可抗力、又は、当事者の支配を超えた事由により、本約款で定める債務の履行が不能となり又は履行遅滞となった場合も、前項と同様とします。

第 18 条（協議）

本約款に関して疑義が生じた場合には、医療法人等及び当社双方誠意を持って対応を協議します。

第 19 条（準拠法）

本約款は日本法に準拠し、これに従って解釈されます。

第 20 条（管轄の合意）

医療法人等及び当社は、本約款に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2024 年 2 月 22 日施行
2024 年 4 月 15 日改訂